

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2008～2010

課題番号：20243005

研究課題名(和文)

ヨーロッパ地域における人権(基本権)規範のハーモナイゼーションとその限界

研究課題名(英文)

Harmonization and its Limits of the Human Rights Norms in Europe

研究代表者：

小畑 郁(OBATA KAORU)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：40194617

研究成果の概要(和文)：ヨーロッパにおける人権規範のハーモナイゼーションは、ヨーロッパ・レベルおよび各国レベルの関係規範・判断審級の重層的構造を保持しながら進展している。一方で、前者が各国の単純な上級審となつて一元化することもなく、他方で、各「層」が完全に自律的に活動するのでもない構造が維持されている。このような重層的構造は、グローバル化とそれにとまう多文化社会化に柔軟に対処できるという機能を有しており、それを維持するために、EUの人権条約加入や人権裁判所の判決実施をめぐってさまざまな具体的試みが展開している。

研究成果の概要(英文)：Harmonization of the Human Rights Norms in Europe is developed in a multi-layered structure. The norms and instances coexist on the level of Europe and in each country. The European instances are somehow authoritative but not appellate bodies for those of the states, while both of them are not perfectly autonomous. The multi-layered structure may and does provide flexible solutions to the various issues connected with the current globalized world and multi-cultural societies. Such structure is and tried to be preserved by various measures such as the EU accession to the European Convention on Human Rights and regime and its reforms relating to the execution of the Judgments of the European Court of Human Rights.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2009年度	4,900,000	1,470,000	6,370,000
2010年度	4,600,000	1,380,000	5,980,000
総計	12,900,000	3,870,000	16,770,000

研究分野：国際法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法、EU法、ヨーロッパ人権条約、国内法のハーモナイゼーション

## 1. 研究開始当初の背景

ヨーロッパにおいては、ヨーロッパ人権条約に基づいて設置されたヨーロッパ人権裁判所(以下単に人権裁判所という)が、人権条約の実施に関する最終的な審理機関として豊富な判例法を生み出し、各国の人権保障システムに多大な影響を与えてきていとされる。また、EUにおける人権保障(EU

基本権憲章、EU司法裁判所)との相互関係も密接になってきたと指摘されている。このような状況は、近時国際法学において注目されている国際法規範による国内法規範とのハーモナイゼーションといわれる現象の、突出した実例といえることができる。

このような現象の重要性を意識した本研究の研究代表者・研究分担者・連携研究者の

多くは、2000 年末からヨーロッパ人権裁判所判例研究会を組織し、集団的な検討をすすめてきた。それは、研究対象が個別研究者による研究によっては全体像が明らかにならず、少なくとも国際法学・憲法学両方からのアプローチを必要とすると考えたからである。刊行が間近に迫った『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社）は、この研究会の第 1 段階の成果の集大成である。人権裁判所の活動に関わる資料も含む同書の刊行は、日本におけるこの分野の研究に、画期的な新局面を切り開くものと期待できる。

本研究は、同書の準備・執筆・編集中にその重要性が認識されるようになった判例および最近の重要判例についての研究を継続しながら、これまでの研究過程で当面決定的な力点をおくべきだと考えられるようになった、人権裁判所と EU 司法裁判所・国内裁判所の相互作用のなかでのハーモナイゼーションという視点から、より多角的・動的にヨーロッパ地域における人権（基本権）規範の有り様を把握するべく、これまでの研究を発展させるものである。

## 2. 研究の目的

本研究では、国際法学・憲法学の双方に跨る視点から、人権裁判所および（基本権に関する）EU 司法裁判所の判例の研究作業を基礎として、（人権裁判所により解釈・適用されるヨーロッパ人権条約、EU 基本権規範、およびイギリス、フランス、ドイツを中心とした各国の国内基本権規範のハーモナイゼーションの実相を総合的に明らかにしようとするものである。

これを通じて、国際法規範を通じた国内法規範のハーモナイゼーションという現代における一般的現象をその具体的側面において明確にすることができる。また、ヨーロッパの状況の研究を通じて、必ずしも十分に機能しているとはいえない日本の違憲審査制度や、アジアにおける地域的人権保障制度への展望について、示唆を与えることができる。

## 3. 研究の方法

本研究では、人権裁判所の判例研究を基盤的・継続的研究として重視した。本研究参加者は、これに加えて、ヨーロッパ人権条約の規定、この地域における重要な人権問題および／または個別国内裁判所（または EU 司法裁判所）をテーマとして分担し、研究をすすめる。本研究参加者を中心として研究会を組織し、人権裁判所判例の選定・予備研究をすすめながら、各テーマについての本研究参加者の報告をもとにした討議を行った

人権裁判所、ドイツ、ハンガリー、チェコ、

オーストリアの各憲法裁判所を訪問し、基本権規範のハーモナイゼーションとそれに伴う問題を、当事者の実感レベルでも把握するよう努めた。

最終年度には、ヨーロッパを中心とした憲法問題の国際協力機関であるヨーロッパ評議会ヴェニス委員会、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、チェコの研究者および実務家を招いて国際シンポジウムを開催し、日本側からの報告を交えて、ハーモナイゼーションの状況について、意見を交換した。

## 4. 研究成果

(1) 分担に従った研究参加者個人による研究のほか、集団的に行ってきた具体的な作業は次の通りである。

①『ヨーロッパ人権裁判所の判例』の刊行後、内外で同書を普及し、またコメントを受けることに努めた。

②人権裁判所（および EU 司法裁判所）の判例の検討を中心とする研究会を、年 3 回程度開催し、とくに最近の個々の判例の問題点を国際法学・憲法学の双方の観点から深く検討することを行い、とくに判決後の状況に注意を払ってハーモナイゼーションの具体像を把握するよう努めた。

③個々の判例を扱う研究会とは別に、莫大な数の人権裁判所の判決の中から、さらに詳しく検討すべき最近の重要判例を選定する作業を行った。これを通じて、ヨーロッパに生じている重要な人権問題とそれに対するヨーロッパ・レベルと各国レベルの対応を鳥瞰することができた。また、『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』の刊行に向けた編集作業を実質的に開始することができた。

④ヨーロッパでの聞き取り調査およびヨーロッパの研究者・実務家を招聘しての日本での国際シンポジウムの開催を通じて、ハーモナイゼーションの最前線で実務をし、そうした現象を身近に観察している研究者の関心に触れ、彼らの意見を吸収することができた。(2) 以上の個別的・集団的作業を通じて、次のような所見が得られた。

①ヨーロッパ地域における人権問題の状況としては、グローバル化とそれとも関係する多文化社会状況のなかで、新たな問題が発生し、国内裁判所・人権裁判所（および EU 司法裁判所）の双方が困難な判断を迫られていることが注目される。たとえば、国家内に浸透的に展開する国際機関の活動による人権侵害をめぐる問題、公教育の宗教的中立性原理に対する個人の宗教的人格権による挑戦、といった問題である。しかし、ヨーロッパで展開している人権保障の重層的構造は、こうしたグローバル化のショックを柔軟に受け止める役割を果たしていると考えられる。たとえば、国連安保理による個人の狙い撃ち制

裁に対する手続的セーフガードの必要性にこだわった EU (当時 EC) 司法裁判所のカディ事件判決は、ヨーロッパの人権保護に関する考え方の一貫性 (いいかえればアイデンティティ) を確保する上で重要な機能を果たしている。

②こうした状況の下で、重層的人権保障制度が、「層」相互の協調と競合の両面をもちながら、一元的に収斂していくのではなく、重層的な構造を保持したまま定着しつつある。たとえば、リスボン条約による EU 統合の一層の進展に対して、各国は、それぞれの憲法原理の自律性を強調しながら、結論的には受容しようとしている。また、国内 (憲法) 裁判所の判決と矛盾する人権裁判所の判決については、各国において厳しい批判を含む大きな議論が巻き起こるが、人権裁判所や EU による基本権保障から一挙に離脱する動きにはつながっていない。

③各「層」の協調と競合の持続性ということと密接な関係があるが、ヨーロッパ人権条約システムの構造的問題の面では、人権裁判所の判決執行の問題が焦点となっており、それにかかわるさまざまな試みが展開している。パイロット判決手続や第 14 議定書による改正による判決不履行確認訴訟手続の導入など、判決執行への人権裁判所自体の関与を教化する動きが一方で見られる。しかし、「パイロット判決」といわれるものの中にも各国で取られるべき措置をどれほど具体的に明示するか、さまざまなニュアンスをもつものが現れているように、人権裁判所の判決執行への関与の程度は、ケース・バイ・ケースで異なり、判決実施の枠組みそれ自体は、欧州評議会閣僚委員会という政治的機関が、各国による執行を監視する、というソフトな「行政指導」的手法が維持されており、変化していないともいえる。このような仕組みの中に、ヨーロッパ・レヴェルの判断が各国の判断の上級審となって一元的に収斂するのでも、各「層」が完全に自律的に機能するでもない、重層的構造が維持される秘訣が存在するように思われる。

④人権裁判所と EU 基本権保護制度の関係についても注目すべき進展があった。2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約による EU 条約の改正により、EU は、ヨーロッパ人権条約に加入することとなった。また、2010 年 6 月 1 日に発効した第 14 議定書による改正により、人権条約は自らに加入できる当事者として EU を明示している。実際、加入交渉が開始されている。ここでは、EU レヴェルでの正統性ないし基本権保障の「赤字」を埋めるために、加入がどうしても必要とされている一方で、EU 法秩序の高度の「自律性」への固執が、これを困難にしていることが観察される。いずれにしても、EU は、既存のヨ

ーロッパ人権条約締約国とも異なる特別の地位を確保することが想定されている。

(3)このような重層的な基本権保護は、それ自体一つのシステムとして把握されるべきである。今後具体化することが予想されるのは、EU 基本権保護制度とヨーロッパ人権条約の制度的関連であり、これがヨーロッパ全体の基本権保護システムの構造における一つの柱として機能することが予想される。かかる具体的展開をフォローしながら、国際法学および憲法学の理論的知見を生かして、このシステムを理論的に把握する作業が求められている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 36 件)

①北村泰三、重層的人権保障システムにおける受刑者の選挙権、法律時報、査読有、83 巻 3 号、2011、40-45 頁

②前田直子、欧州人権条約における判決履行措置の司法的強化、国際協力論集 (神戸大学)、査読無、18 巻 2 号、2010、41-56 頁

③小畑郁、個人に対する国連安保理の強制措置と人権法によるその統制、国際問題、査読無、592 号、2010、5-15 頁

④北村泰三、ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる人権と多文化主義の相克、世界法年報、査読無、29 号、2010、86-123 頁

⑤江島晶子、統治機構の人権保障的再構築、明治大学法科大学院論集、無、7 号、2010、1-47 頁

⑥薬師寺公夫、裁判所にアクセスする権利の適用範囲 (1)、研究紀要 (世界人権問題研究センター)、査読無、15 号、2010、29-60 頁

⑦鈴木秀美、名誉毀損罪と表現の自由、法律時報、査読有、82 巻 9 号、2010、22-25 頁

⑧戸田五郎、ビラのポスティングと表現の自由、法律時報、査読有、82 巻 9 号、2010、13-16 頁

⑨小泉洋一、国家の非宗教性に関する憲法学的研究、甲南法学、査読無、51 巻 1 号、2010、129-181 頁

⑩山元一、現代日本憲法理論にとっての「ヨーロッパ憲法」の意義、比較法研究、査読無、71 号、2010 年、82-93 頁

⑪近藤博徳、木棚照一、戸波江二、国籍法 3 条 1 項から見える「日本」、Law and Practice、査読無、3 号、2009、21-64 頁

⑫建石真公子、国際人権保障の現状と課題、ジュリスト、査読有、1378 号、2009、70-80 頁

⑬江島晶子、憲法の未来像における国際人権条約のポジション、法律時報、査読有、81 巻 10 号、2009、104-110 頁

- ⑭江島晶子、「安全と自由」の議論における裁判所の役割、法律論叢、査読無、82巻2=3号、2009、61-109頁
- ⑮本秀紀、「グローバル格差社会」と憲法学の課題、憲法問題、査読無、20号、2009、102-115頁
- ⑯村上正直、退去強制をめぐる日本の裁判例と人権条約、研究紀要（世界人権問題研究センター）、査読無、14号、2009、1-41頁
- ⑰大藤紀子、欧州統合 vs. 欧州社会モデル、憲法問題、査読無、20号、2009、33-47頁
- ⑱門田孝、欧州人権条約における財産権保障の構造(2)、広島法学、査読無、32巻3号、2009、157-182頁
- ⑲齊藤正彰、ドイツ連邦共和国（国民国家を超える「憲法」は可能か）、比較法研究、査読無、71号、2009、52-67頁
- ⑳小畑郁、EC/EU法における人権規範の展開、法政論集(名古屋大学)、査読無、224号、2008、327-361頁
- ㉑徳川信治、欧州人権裁判所におけるいわゆるパイロット判決手続き、立命館法学、査読無、321=322号、2008、1690-1723頁

[学会発表] (計8件)

- ① MOTO, Hidenori, Possibilities of Multi-layered Public Spheres from Japanese Perspective, International Symposium “Functions of Multi-layered Fundamental Rights Protection in Globalized World”, 2010年11月27日、名古屋大学 CALE フォーラム
- ② KAORU, Obata, Hidden Inequality under Intellectual Hegemony, Meeting at the Signing of Cooperation Agreement between IOR and CALE, 12 Sept. 2009, Institute for East European Law (IOR) Regensburg, Germany

[図書] (計17件)

- ① 芹田健太郎、戸波江二、薬師寺公夫ほか(編)、大藤紀子、江島晶子、門田孝、北村泰三、山元一ほか、信山社、国際人権法の国内的实施、2011、432頁
- ② 芹田健太郎、戸波江二ほか(編)、薬師寺公夫、小畑郁、阿部浩己、今井直、戸田五郎、ほか、信山社、国際人権法の国際的实施、2011、528頁
- ③ 阿部浩己、岩波書店、国際法の暴力を超えて、2010、282頁
- ④ 申恵圭、信山社、人権条約の現代的展開、2009、420頁
- ⑤ 福田耕治(編著)、須網隆夫ほか、成文堂、EU・欧州統合研究、2009、333頁
- ⑥ 戸波江二、北村泰三、建石真公子、小畑郁、江島晶子(編)、信山社、ヨーロッパ人権裁判所の判例、2008、558頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小畑 郁 (OBATA KAORU)  
名古屋大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：40194617

### (2) 研究分担者

戸波 江二 (TONAMI KOJI)  
早稲田大学・法務研究科・教授  
研究者番号：00103911

北村 泰三 (KITAMURA YASUZO)  
中央大学・法務研究科・教授  
研究者番号：30153133

建石 真公子 (TATEISHI HIROKO)  
法政大学・法学部・教授  
研究者番号：20308795

江島 晶子 (EJIMA AKIKO)  
明治大学・法務研究科・教授  
研究者番号：40248985

本 秀紀 (MOTO HIDENORI)  
名古屋大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：00252213

### (3) 連携研究者

薬師寺 公夫 (YAKUSHIJI KIMIO)  
立命館大学・法務研究科・教授  
研究者番号：50144613

阿部 浩己 (ABE KOHKI)  
神奈川大学・法務研究科・教授  
研究者番号：90222645

村上 正直 (MURAKAMI MASANA0)  
大阪大学・国際公共政策研究科・教授  
研究者番号：70190890

齊藤 正彰 (SAITO MASA AKI)  
北星学園大学・経済学部・教授  
研究者番号：60301868

鈴木 秀美 (SUZUKI HIDE MI)  
大阪大学・高等司法研究科・教授  
研究者番号：50247475

大藤 紀子 (OFUJI NORIKO)  
獨協大学・法学部・教授  
研究者番号：00296287

戸田 五郎 (TODA GORO)  
京都産業大学・法学部・教授  
研究者番号：90207580

門田 孝 (MONDEN TAKASHI)  
広島大学・法務研究科・教授  
研究者番号：20220113

申 恵丰 (SHIN HAE BONG)  
青山学院大学・法学部・教授  
研究者番号：20286222

山元 一 (YAMAMOTO HAJIME)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：10222382

小泉 洋一 (KOIZUMI YOICHI)

甲南大学・法学部・教授  
研究者番号：80195643  
中井 伊都子 (NAKAI ITSUKO)  
甲南大学・法学部・教授  
研究者番号：70280683  
馬場 里美 (BABA SATOMI)  
立正大学・法学部・准教授  
研究者番号：60339661  
西片 聡哉 (NISHIKATA TOSHIYA)  
京都学園大学・法学部・准教授  
研究者番号：60434651  
須網 隆夫 (SUAMI TAKAO)  
早稲田大学・法務研究科・教授  
研究者番号：80262418  
徳川 信治 (TOKUGAWA SHINJI)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：60280682  
前田 直子 (MAEDA NAOKO)  
京都女子大学・法学部・講師  
研究者番号：80353514  
今井 直 (IMAI TADASHI)  
宇都宮大学・国際学部・教授  
研究者番号：70213212  
井上 知子 (INOUE TOMOKO)  
鹿児島大学・法文学部・准教授  
研究者番号：50253852